

平成 23 年度 環境省税制改正要望の結果について

平成 22 年 12 月

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制全体のグリーン化

（1）「地球温暖化対策のための税」の導入

平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）において、以下のように盛り込まれた。

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

6. 環境関連税制

（1）地球温暖化対策のための税の導入

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題です。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990 年代以降、燃料などの CO₂ 排出源に対する課税を強化し、価格メカニズムを通じた CO₂ 排出の抑制や企業による省エネ設備導入の支援などを行う施策が進められています。

我が国では、温室効果ガスの約 9 割をエネルギー起源 CO₂ が占めており、エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においては、地球温暖化対策等を強力かつ十分に推進することにより、エネルギー起源 CO₂ を 2030 年に 1990 年比 ▲30% 程度、もしくはそれ以上削減することを見込んでいます。

こうした状況に鑑み、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成 23 年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとします。

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源 CO₂ 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に CO₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとします。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については 1 キロリットル当たり 760 円、ガス状炭化水素は 1 トン当たり 780 円、

石炭は1トン当たり670円とします。

このように「広く薄く」負担を求めることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保します。また、導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとします。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施することとします。

(2) 揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税

国及び地方の財政事情は引き続き非常に厳しい状況にあることや、地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。

軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。

なお、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等を受け所要の措置を講じます。

(3) 森林吸収源対策

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討します。

(4) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第3章 平成23年度税制改正

5. 消費課税

(1) 地球温暖化対策のための税

- ① 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せします。
- ② 「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とします。その結果、上乗せ分を合わせた石油石炭税の税率は、次のとおりになります。

	原油・石油製品 〔1kl当たり〕	ガス状炭化水素 〔1t当たり〕	石炭 〔1t当たり〕
現行	2,040円	1,080円	700円
改正案	2,800円	1,860円	1,370円

- ③ 上記の改正は平成23年10月1日から実施することとし、次のとおり所要の経過措置を講じます。

	原油・石油製品 〔1kl当たり〕	ガス状炭化水素 〔1t当たり〕	石炭 〔1t当たり〕
現行	2,040円	1,080円	700円
平成23年10月1日	2,290円	1,340円	920円
平成25年4月1日	2,540円	1,600円	1,140円
平成27年4月1日	2,800円	1,860円	1,370円

- ④ 現行石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている次のイからホについては、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についても、免税・還付措置が適用されます。

イ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等

ロ 輸入特定石炭

ハ 沖縄発電用特定石炭

ニ 輸入・国産農林漁業用A重油

ホ 国産石油アスファルト等

- ⑤ 次のイからニについては、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ、平成25年3月31日までの

間、免税・還付措置を設けることとします。

イ 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電に
利用される輸入石炭

ロ 内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油
及び軽油

ハ 鉄道事業に利用される軽油

ニ 国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料

⑥ その他所要の措置を講じます。

9. 検討事項

〔国税〕

(11) 地球温暖化対策については、今回「地球温暖化対策のための税」として、CO₂排出抑制に資する観点から新たに設けられた「地球温暖化対策のための課税の特例」、国内排出量取引制度、再生可能エネルギー全量固定価格買取制度といった施策の整合性確保が不可欠です。各施策の進捗を踏まえ、その整合性や政策効果の検証を行った上で、必要に応じ、税の名称等についても、更に検討を行っていきます。

(12) 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。

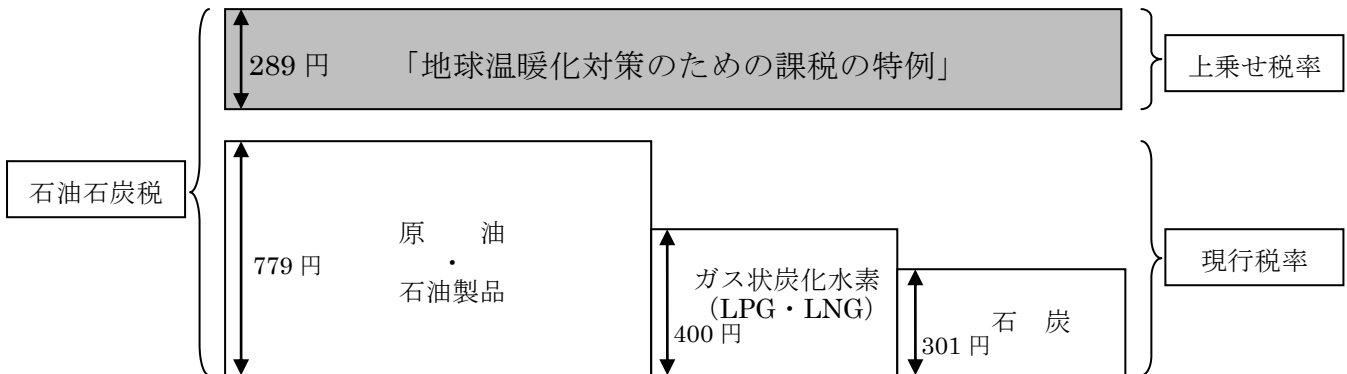
〔国税・地方税共通〕

(4) 車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

(5) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

(参考) 「地球温暖化対策のための課税の特例」のCO2排出量1トン当たりの税率

※第23回税制調査会資料より



※ また、国際連帯税について、平成23年度税制改正大綱において、以下のように盛り込まれた。

(3) 国際連帯税

国際連帯税については、貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策のための財源確保を目的としたものであり、代表例として航空券連帯税や通貨取引税が挙げられます。航空券連帯税については、既にフランスや韓国等で導入されています。また、通貨取引税については、フランスやベルギーにおいて、他の全てのEU加盟国での実施等を前提として導入することとされています。今後、税制調査会専門家委員会においてとりまとめられた「国際課税に関する論点整理」も参考にしつつ、真摯に検討を行います。

(2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の延長(所得税)

既存住宅に係る一定の省エネ改修工事(※)をした場合の所得税額の特別控除については、税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額を控除した後の金額とする見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

- ※ ①居室の全ての窓の改修工事、又は①とあわせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、⑤太陽光発電装置設置工事(①～④については、改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となるもの、⑤については一定のものに限る。)

(3) 低公害車用燃料供給設備に係る特例措置の延長（固定資産税）

低公害車燃料等供給施設の用に供する一定の償却資産（天然ガス充てん設備、水素充てん設備、充電設備）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から充電設備を除外した上、その適用期限を2年延長することとされた。

(4) 環境関連投資促進税制の創設（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）ができる措置を講ずることとされた。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとされた。

また、中小企業者等が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合に、選択適用できることとされた取得価額の7%の法人税の税額控除を法人住民税に適用することとされた。

(5) 環境未来都市整備地域における特例措置の創設（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

環境未来都市整備促進法（仮称）に基づき、税制のグリーン化等による環境未来都市の支援を行う特例措置の創設については、今回は見送った。

2 公害防止、廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の5分の3とする措置を、同法に基づき、特定特殊自動車に対して、その定格出力ごとに定められる規制の開始までの期間（定格出力が130kW以上560kW未満のものについては、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間）に限り講ずることとされた。

(2) PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却の延長（所得税、法人税）

PCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却制度については、特別償却率を現行の初年度14%から8%に引き下げた上で、適用期限を1年延長することとされた。

(3) 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置の延長（不動産取得税）

日本環境安全事業株式会社が取得するPCB廃棄物処理事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その適用期限を3年延長した上、廃止することとされた。

(4) 産業活力再生特別措置法に基づく税制優遇措置の延長・見直し（不動産取得税）

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置について、対象となる計画類型を中小企業承継事業再生計画に限定した上、その適用期限を1年延長することとされた。なお、平成23年3月31日までに事業再構築事業計画等の認定を受けた者等については、所要の経過措置を講ずることとされた。

3 自然環境の保全・環境保全活動の促進

(1) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置については、延長が行われないこととされた。

(2) 国立公園特別保護地区等の生物の多様性の保全上重要な土地に係る税制上の特例措置の創設（相続税）

自然公園法の国立公園特別保護地区等内の土地（環境大臣と風景地保護協定を締結しているなど一定の要件を満たすものに限る。）について、相続税の物納劣後財産に該当する場合であっても、物納劣後財産に該当しないものとみなす措置を講ずることとされた。

※ 平成 23 年 4 月 1 日以降に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

(3) 生物の多様性の保全を目的として民間の団体が行う土地の取得又は所有に係る非課税措置の創設（不動産取得税、固定資産税）

公益社団法人及び公益財団法人であって生物の多様性の保全を目的とするものが、その目的のために取得する土地については、不動産取得税を非課税とし、また、その目的のために所有する土地については、固定資産税を非課税とする税制上の特例措置の創設については、今回は見送られた。

(4) 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置の創設（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）【新規】

- 個人の認定NPO法人に対する寄附金（総所得金額等の 40%相当額を限度）の額が 2,000 円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の 40%相当額（所得税額の 25%相当額を限度）を所得税額から控除することとされた。
- 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようにすることとされた。

- 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を 2,000 円（現行 5,000 円）に引き下げることとされた。
- その他所要の措置を講じることとされた。

（５）環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置の創設（固定資産税、都市計画税）

自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として地方公共団体又は国から認定を受けた土地又は建物について、当該土地又は建物を、地方公共団体、地方公共団体を構成員に含む協議会又は認定特定非営利活動法人等が体験の機会の場として利用する場合、その程度に応じて、当該土地又は建物の所有者に対する固定資産税及び都市計画税を減免する措置の創設については、今回は見送られた。

4 研究開発の促進

（１）試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（所得税、法人税）

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例について、控除上限の引き上げ措置の恒久化等の今回の要望は認められず、適用期限の到来をもって廃止することとされた。